



PTA活動を すすめるために

京都府教育委員会

目 次

第1部 PTAの基本

1	はじめに	…	1
	PTAって何？	…	1
	PTAの運営について	…	1
	PTAと学校の関係は？	…	1
2	PTAの運営について	…	2
	規約・細則	…	2
3	PTAへの入退会と組織の編成	…	3
4	PTAの委員会活動	…	3
5	予算の編成	…	4
6	事業計画の立案	…	5
7	具体的な活動例	…	6
8	広報活動	…	7
	～参考資料～	…	8
	1 PTAの目的や性格について	…	8
	2 PTAのあゆみ	…	9
	3 京都府内でのPTA組織の結成	…	9
	4 情報提供を行うための効果的な方法	…	10

第2部 すべての子どもを支えるPTAの取組

1	家庭教育について	…	12
2	人権教育学習について	…	13
3	いじめについて	…	14
4	不登校について	…	16
5	特別支援教育について	…	17
6	いじめ、ネット上のいじめ、不登校、特別支援に関する相談機関	…	18
	～府立特別支援学校の取組～	…	19
	ふれあい・心のステーション		
	京しごと技能検定		

第3部 具体的な活動

PTA活動取組紹介

長岡京市立長岡第三小学校PTA	…	20
宇治市立三室戸小学校PTA	…	20
城陽市立東城陽中学校PTA	…	21
京丹波町立瑞穂小学校PTA	…	21
南丹市立園部中学校PTA	…	22
福知山市立雀部小学校PTA	…	22
綾部市立中筋小学校PTA	…	23
宮津市立日置小学校PTA	…	23
京丹後市立大宮中学校PTA	…	24
京都府立井手やまぶき支援学校PTA	…	24
京都府立亀岡高等学校PTA	…	25
京都府立木津高等学校PTA	…	25
～PTA活動と生涯学習～		
京都府PTA指導者中央研修会	…	26
京都府PTA研究大会	…	27
家庭の教育力の向上に関する研修会	…	28
京都府立高等学校PTA連合会	…	29
定時制郡部育友会連合会研修会	…	30

第 I 部

PTA の基本

1 はじめに

この「PTA活動をすすめるために」は、多くの方々にPTAについて理解していただくことを目的に作成しています。PTA活動についてのあり方を例示したものであり、現在、取り組んでおられる活動が、これに制約されるものではありません。

社会の変化に合わせたPTA活動の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

OPTAって何？

PTAは、子どもたちの健全な成長を図るために、会員がお互いを高め合いながら自主的に運営する社会教育関係団体です。その活動は、保護者同士、保護者と教職員が交流しながら学び合うことで、自身の成長にもつながる重要な場となります。

また、学校行事への支援や登下校時の安全対策など、様々な活動を地域の実情に応じて実施することで、学校・家庭・地域を結ぶ要としての大切な役割を担います。

OPTAの運営について

PTAは、幼稚園・こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の学校ごとに組織され（学校ごとの組織を『単位PTA』といいます）、会員は保護者と教職員で構成されます。

PTA活動の趣旨や活動内容を会員に十分に説明した上で、保護者と教職員一人ひとりが主体的に参加できる組織運営や活動内容の工夫により、誰もが負担なく活動に参加できるような方向で運営されることが大切です。（⇒詳しくは2～5ページを参照）

なお、PTAは社会教育関係団体ですので、入退会は任意です。

（昭和24年6月：社会教育法公布に伴い、同法に規定する「社会教育関係団体」と位置づけられています。）

OPTAと学校の関係は？

PTAと学校は、「子どものため」という共通目的を持つ対等なパートナーです。目指す子どもの姿を共有し、連携・協働することで、子どもたちは「包み込まれているという感覚」を実感しながら成長します。

また、保護者と教職員がつながりを深めることで情報交換や意見交換をしやすくなり、子どもの健やかな成長の支えとなります。

2 P T Aの運営について

OPTAの規約・細則

単位P T Aの規約には、基本的な活動方針、目的や特徴、運営方法や会費などを明示します。

— <規約【例】> —

- ① 名称・目的について
- ② 構成・組織について
- ③ 事業・活動内容について
- ④ 役員・委員について
- ⑤ 総会・役員会・委員会等の機関について
- ⑥ 会費・経費について

さらに、具体的な運営・活動を展開するために、現状や実態に即して次のような細則を作ることが推奨されます。細則の改廃については、規約に明記しておきましょう。

細則の内容は、いずれも規約に違反したり逸脱したりするものであってはなりません。

— <細則【例】> —

- ① 入会、退会の手引き
- ② 会費の額や徴収方法
- ③ 会計の管理及び処理の仕方
- ④ 役員の選出方法
- ⑤ 個人情報の取扱い
- ⑥ 専門委員会、地域委員会等の運営方法
- ⑦ 学年P T A、学級P T A等の運営方法
- ⑧ 表彰や慶弔規定 など

ココがポイント



<会員の理解を得る工夫を>

P T Aの規約は、会員に周知徹底していくために、規約に対する会員の関心を高める工夫が重要です。そのためには、読みやすく、分かりやすい内容で、必要最小限の内容、項目、さらに平易な表現を心がけましょう。

会員の理解を得るためには、以下のような取組が考えられます。

- ① 入学説明会や保護者懇談会等を利用して、規約の説明の機会を設定する。
- ② 総会、学年P T Aなどで、規約の説明や協議の機会を設定する。
- ③ 規約に関することを広報紙などに掲載し、周知する。

3 P T Aへの入退会と組織の編成

P T Aは任意団体であり、入退会は個人の意思で決められるものです。

事前に活動の目的や意義などを丁寧に説明するとともに、入退会が任意であることを説明し、本人への意思確認を行うことが重要です。

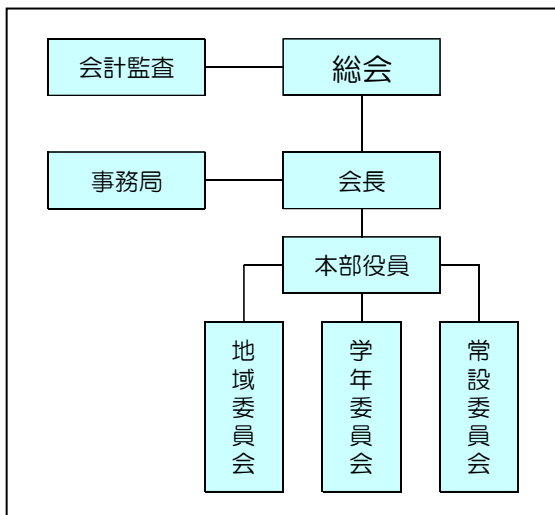
P T A組織の編成は、それぞれの役割・責任・分担が明確にされていることが大切です。P T Aの組織は、大きく3つに分類されます。

①議決機関（総会等） ②執行機関（本部役員会等） ③監査機関（会計監査等）

これらの機関は、それぞれ独立した権限と責任をもって機能を果たすことが求められます。

また、役員を選出にあたっては、選出方法や過程などのルールを明示し、強制や押し付け合いがないようによく話し合っ て決めることが大切です。

OPTAの組織図（例）



ココがポイント <組織編成の工夫>

左記の組織図は一例です。

学校規模や会員数、地域の課題や特色に応じて柔軟に組織を編成し、必要に応じて、行事や取組ごとにボランティアスタッフを募集するなど、「できるときに、できる人が、できることをする」という無理のない範囲で参加しやすくなるような工夫も有効です。

4 P T Aの委員会活動

以下の全ての委員会を設置する必要はありませんが、学校の実態に応じて活動を精選し、焦点化した取組を進めていくことが大切です。

○委員会活動の例

- 地域委員会……交通安全対策、環境浄化対策等の委員会
通学路の安全点検、あいさつ運動、通学時の安全指導への協力、校内施設・設備の安全点検、校内巡視等への協力 など
- 学年委員会……学年、学級の委員会
学年行事、学級行事、親子行事の開催 など
- 常設委員会……広報、保健、安全、人権、家庭教育等の委員会
広報誌の発行、健康安全・人権に関する研修会の開催、子育てに関する保護者の学びの場の提供 など
- その他の委員会……創立記念事業、P T Aのしおり作成等の委員会
特別行事の開催 など

5 予算の編成

P T Aの予算は、学校（園）のすべての子どもたちの健全な成長を図るために使用されるべきものであり、会費の額や用途等は、総会などの場で会員から承認を得る必要があります。

予算の編成に当たっては、活動方針や目的に沿ったものであるかどうか、すべての子どもに還元されるものであるかどうか、という視点で確認することが大切です。

○予算編成と事業計画

予算の編成作業は、事業計画の作成作業と一緒に行うことで、一年間の活動全体のイメージを持つことができます。

ココがポイント 〈予算編成の手順〉

- ① その年度の活動の重点をしっかりおさえ、学年委員会・地域委員会・常設委員会の活動の状況やその効果を十分検証する。
- ② 新旧の本部役員や各委員会メンバーが話し合う場を設ける。
- ③ 原案を本部役員会等で審議し、総会用の資料をつくる。
- ④ 総会で提案し、承認を得る。

※前年度事業の振り返りや、P T Aの実態をふまえ、その年度毎に活動しやすい予算の内容に更新していきましょう。

なお、会費を徴収する際、会員が学校諸費と同じ口座からの引き落としを希望する場合は、同意書等の提出により、会員の意向を確認したうえで、P T Aと学校（園）が委任契約を締結することが必要です。

6 事業計画の立案

年間事業計画は、本部役員会や各委員会等が中心になって案を作成します。

実施することが目的とならないよう、「誰の、何のための活動なのか」ということを
会員相互で共有して取り組むことが大切です。

OPTA年間活動計画【例】

月	主な行事予定
適宜	本部役員会、あいさつ運動、運営委員会
4月	各委員会
5月	PTA総会、花植え
6月	通学路の安全点検
7月	地域委員会、広報発行①、研修会
8月	レクリエーション大会、校内清掃
9月	体育祭
10月	PTAバザー、子育て研修会
11月	市PTA連絡協議会研修会
12月	人権研修会、広報発行②
1月	各委員会
2月	各学年PTA懇談会、親のための応援塾
3月	広報発行③、PTA年度末総会

ココがポイント



〈計画立案の留意点〉

- ① 学校・地域の課題や会員の声が反映されていますか。
- ② これまでの活動を見直し、改善されていますか。
- ③ 会員が参加しやすい工夫がなされていますか。

※PTA主体で行う活動と、学校行事や地域行事と連携・協働する活動をバランスよく取り入れることで、会員の負担軽減にもつながります。

また、会議や打ち合わせは短時間、オンラインも活用するなど、誰でも参加しやすい取組の工夫が効果的です。

PTAだより（広報誌）やホームページ等を活用し、会員や地域住民と情報を共有することで、活動への関心が高まり、PTAへの理解をいっそう深めることができます。

（⇒広報活動は7ページを参照）

7 具体的な活動例

京都府内で実践されている活動例です。

1. 学校・家庭・地域と連携・協働して行う活動
 - ・年中行事（しめ縄づくり、餅つき大会 等）
 - ・環境整備（花壇の手入れ、校内美化作業 等）
 - ・スポーツ交流会
 - ・学級・学年レクリエーション行事
 - ・地域清掃活動
 - ・通学路の安全に関する意見交流会
 - ・自然体験活動
 - ・資源回収活動（地域の方と協力して環境教育と地域貢献を兼ねた取組）
 - ・保護者と一緒に参加する活動（親子まつり、消防体験 等）
 - ・保護者による授業（生涯学習、キャリア教育 等）

2. 学びに関する活動
 - ・家庭教育に関する研修会
 - ・文化教養講座（地域の歴史への関心・理解を深める活動 等）
 - ・講演会の実施（人権、情報モラル、性教育 等）
 - ・講習会（救急救命法、参観日と兼ねた非行防止教室や薬物乱用防止教室 等）

3. 安心安全に関する活動
 - ・あいさつ運動
 - ・安全パトロール（夏休み中の夜間パトロールや重点的パトロールの実施）
 - ・交通安全教室（地域の警察署との連携）

8 広報活動

P T Aの意義や活動への理解を得るために、活動内容や取組の成果などは積極的に学校・家庭・地域に広報していくことが大切です。

◇広報活動の意義・役割

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ① 会員の意識を高め、活動の周知を図る。……… | 活動方針や活動状況を伝える。 |
| ② 信頼関係、連帯感をつくる。……… | 会員の意見、主張、体験及び感想を伝える。 |
| ③ P T A活動に対する理解を深める。 | |
| ④ 地域の人々への働きかけを行う。 | |
| ⑤ 保護者の学習の機会とする。 | |
| ⑥ 家庭教育に関わる情報を提供する。 | |

※ 一方的に情報を提供するものではなく、保護者が子どもとのコミュニケーションのきっかけにしたり、会員が自ら学ぶ機会にしたりできるような内容であれば、効果はいっそう高いものとなります。

◇広報づくりのチェックポイント

- ・ 紙面のほとんどが、役員のあいさつ記事になっていませんか？
- ・ 学校行事の話題ばかりに内容が偏っていませんか？
- ・ 必要に応じて会員の声も盛り込まれていますか？
- ・ 会員が関心をもっている話題を選んでいませんか？
- ・ 見出しの工夫や適切な写真やカットが使用されていますか？

◇広報活動の方法〈例〉

広報活動は紙面で配布するだけでなく、WebページやSNS、アプリを利用するなど、様々なメディアを活用した方法があります。

また、地域や自治会の協力を得て、回覧板などで地域住民に広報するなど、幅広く展開していくことで、P T A活動への地域の方々の理解がいっそう深まります。

◇【重要！】著作権・肖像権・個人情報の取り扱い

著作権や肖像権、P T A会員から得た**個人情報の取り扱いには十分に配慮する**必要があります。著作権法や個人情報保護法を遵守し、文や写真等を掲載する際には、**目的や内容、掲載の方法、配布先等を伝え**たうえで**著作権者・肖像権者から承諾を得る**等、丁寧な対応を心掛けましょう。

参考資料

1 P T Aの目的や性格について

P T Aは保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、前述の子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。

近年、一部の地域では、共働きや勤務形態の多様化等によりP T A活動に参加しにくくとも参加できない保護者がある一方で、様々な価値観からP T A離れが進んでいるとの指摘もあり、活動が停滞しているP T Aもあると考えられる。保護者にとって、P T A活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域におけるP T A活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実が求められる。

中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成 20 年 2 月）

- (1) 子ども の 在 学 時 を 区 切 り と し、年 齢、職 業 等 が 異 な る 多 様 な 会 員 構 成 の 団 体
- (2) 民 主 的 に 運 営 さ れ る 団 体
- (3) 特 定 の 政 党 や 宗 教 に 偏 ら ない 団 体
- (4) 他 の 団 体 や 機 関 と の 積 極 的 な 連 携 ・ 協 力 に よ り、地 域 の コ ミ ュ ニ テ ィ の 形 成 に も 大 き な 役 割 を 果 た す 団 体
- (5) 営 利 を 目 的 と し ない 団 体
- (6) ボ ラ ン テ ィ ア 精 神 に 基 づ き、自 主 的 に 学 習 及 び 活 動 す る 任 意 の 団 体
- (7) 学 校 区 を 範 疇 と す る 地 域 団 体 で あ り、市 ・ 郡 ・ 府（ 県 ） ・ 全 国 の 組 織 を も つ 団 体

社会教育審議会報告「父母と先生の会のあり方について」（昭和 42 年 6 月 23 日）

参考資料

2 P T Aのあゆみ

昭和 21 年 4月	アメリカ教育使節団の報告書に基づき、文部省（現・文部科学省以下同じ）が全国にP T Aの設置を推奨
昭和 22 年 3月	文部省が都道府県あてに「父母と先生の会—教育民主化の手引—」（※P T A結成の手引き書）を送る。各学校にP T A結成について奨励
昭和 24 年 6月	社会教育法公布 P T Aを「社会教育関係団体」として位置づける。
昭和 26 年 5月	児童憲章制定 P T A活動に対して大きな示唆
昭和 42 年 6月	「父母と先生の会のあり方について」（文部省社会教育審議会報告）P T Aの目的・性格、構成、運営などについて明記
平成 8 年 4月	地域における生涯学習機会の充実方策について（生涯学習審議会答申） 学校に対する地域社会の支援拡充のためにP T A活動の活性化が不可欠と明記
平成 20 年 2月	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（中央教育審議会答申） P T Aは学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っていると明記
平成 27 年 12月	新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（中央教育審議会答申） P T Aをはじめとする地域住民が参画し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え合う「地域学校協働活動」の推進が明記

3 京都府内でのP T A組織の結成

京都府内の公立幼稚園・こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、それぞれに単位P T A（育友会）が組織されており、その連合もしくは連絡団体として、次のものがあります。

	団 体 名	構 成 する P T A ・ 育 友 会	設 立
(1)	京都府P T A協議会	公立小学校・中学校・義務教育学校（市町（組合）立）	昭和 29 年 10 月
(2)	京都府公立幼稚園・こども園P T A連絡協議会	幼稚園・こども園（市町立）	昭和 38 年 10 月 平成 29 年 4 月 名称変更
(3)	京都府立高等学校定時制諸陪体育友会連合会	府立高校（定）	昭和 44 年 6 月
(4)	京都府立高等学校P T A連合会	府立高校（全・定）・特別支援学校・府立中学校	平成 元年 3 月
(5)	※京都府国公立幼稚園・こども園P T A連絡協議会	国公立幼稚園（京都市立含む）	平成 9 年 4 月

※(2)の協議会に国立・京都市立を含んだ協議会

参考資料

4 情報提供を行うための効果的な方法

1 メールやSNS等を活用した配信

◇はじめに

各学校では、行事予定、学校の様子等を記した様々な紙文書を、児童生徒を通じて配付しています。しかし、なかなかタイムリーな形で保護者の手元に届かず、情報が周知・徹底されていないことも多いのではないのでしょうか。

そのような中、メールやSNSを活用して、直接会員に各種案内の情報を配信するという取組をされている学校が増加しています。より早く、確実に「PTA総会」等の案内やPTAからの最新情報を入手できるというメリットがあります。

◇PTA会員からの声

「メール」による情報提供を行っている学校では、次のような声が届いています。

- 学校内の行事内容、取組など、大変分かりやすく見せていただいています。
- 子どもが持って帰ってくる手紙より早くメールが届くので、大変ありがたいです。

<メールを使った会員への情報提供の実践事例（府立学校）>

= 「PTAお知らせメール」の登録について =

1 ご希望の会員様は、パソコン及び携帯電話から、次のアドレスに、

題名（件名）「〇〇高校PTA登録」	〇〇〇-hs-pta@kyoto-be.ne.jp
本文 「生徒氏名、学年	
<記入例 「〇〇 太郎 3学年」>	

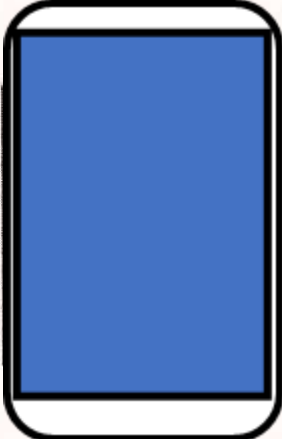
を記入したメールを送付してください。
(申込みの期限)

2 受信後、登録させていただき確認メールを返送させていただきます。

3 以後、PTA本部からのお知らせが届くことになります。
今後は、各行事の参加の「可否」もメールで受け付けできるシステムを目指していきます。

4 なお、登録いただいた情報は、PTAお知らせメール以外の用途には使用しませんので、ご了承をお願いします。
また、京都府の教育情報ネットワークを活用して運用し、学校内でPTA担当が送受信するシステムといたします。

▶お知らせメールのイメージ図
<お知らせの内容（案）>
PTA行事のお知らせ
学校行事のお知らせ
学校HPの更新
最新情報 等



2 Webページ（インターネット上のホームページ）

◇はじめに

Webページは、インターネットに接続することができるPCやスマホ上であれば、いつでもだれでも閲覧することができます。

◇Webページ作成にあたっての留意点

① 学校との連携

- Webページの立ち上げにあたっては、まずは学校と連携し、よく相談することが大切です。多くの学校では、学校のWebページがあるので、そのWebページの一部に「PTAのページ」を増設してもらうようにすれば、学校と連携して運営することができます。

② 構成を考える

- 「何を伝えたいか」を焦点化し、掲載するものを精選します。
- 「あれば楽しい」よりも、なくてはならないものを決め、テーマを絞ります。

③ 素材の準備

- 文章だけのページでなく、図やイラスト、写真を使って見やすく、読みやすいものにします。
- 写真やイラストを掲載する場合、肖像権や著作権には十分に注意して、会員や子どもが特定される場合には、事前に了解を得る等の調整が必要です。

④ パスワードの設定

- 個人情報保護の観点から、不特定多数から見られて困る内容についてはパスワードを設定することが大切です。

◇Webページの運営

- Webページは、情報を定期的に更新することで、関心を高め、度々閲覧してもらうことができます。複数名の担当で運営し、「毎月1日更新」などと決めて、明記しておくことで運用しやすく、見る人にとってもいつ情報が得られるかがわかり便利です。
- Webページを更新する場合には、必ず学校の先生にも確認してもらいましょう。

第2部

すべての子どもを支える

PTAの取組

1 家庭教育について

全ての教育の出発点である家庭教育は、子どもたちの基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人への思いやり、基本的倫理観や正義感、社会的なマナー、学習に対する意欲や態度の基礎を育むものです。

家庭の果たす役割は大きなものがありますが、近年、子どもを取り巻く状況が大きく変化する中で、家族の在り方の多様化や少子化などの社会的背景を受け、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。そのため、社会全体で子育て家庭を支援していくことが求められています。

いじめや非行など子どもをめぐる諸問題をそれぞれの家庭だけに任せるのではなく、学校・家庭・地域の架け橋を担うPTAとしてどのような研修や活動をするべきかを考え、地域社会全体で子どもを育むための具体的な取組を進めていくことが必要です。

PTAが、子どもの実態や会員のニーズを把握しながら、学校はもちろん、関係機関や団体等と連携・協力しながら、様々な活動や研修を進め、取組を通して保護者同士がつながりを深めていくことが「子どもの健全育成」につながります。

京都府教育委員会では子育て中の保護者を支援する取組として、「子育て」「読書」「体験」「子どもの成長・発達」「食」などをテーマにした家庭教育資料を作成・配付しています。「こんなとき、みんなどうしてる。」「うちにもこういうことあるよ。」など、交流していただくきっかけになるよう、ぜひ御活用ください。

<https://www.kyoto-be.ne.jp/syakyou/cms/?p=215>

(京都府教育庁指導部社会教育課ホームページ)



○薬物乱用防止のために

京都府教育庁社会教育課では、子どもたちの違法薬物使用の防止のために保護者向け薬物乱用防止リーフレット「NO Drug ～子どもに忍び寄る違法薬物の誘い～」を作成しています。

本リーフレットは、保護者が子ども達の薬物についての実態（認識・子ども達を取り巻く危険な環境）を知り、保護者自らが違法薬物の怖さや誘われたときの断り方などについて学ぶだけでなく、子どもに自分を大切にすることや保護者はいつでも味方であることを伝える機会を作っていただくことを目的に作成しました。

子どもの心は、幼少期からの保護者との絆から育まれるものです。保護者の皆様に子どもとの関わりについて振り返ってもらうことも目的にしています。

<https://www.kyoto-be.ne.jp/syakyou/cms/?p=2069>

(京都府教育庁指導部社会教育課ホームページ)



2 人権教育について

現在、学校では、児童生徒の発達段階や地域の実情をふまえて、人権を大切にすることや、さまざまな人権問題について学習をすすめています。

P T Aとしても子どもたちがどのような人権学習をしているかを知り、学年・学級P T A等においても人権学習をすすめていくことが大切だと考えます。

学習の内容としては、身近な地域の実情や自分たち自身の経験から話し合うことが大切です。研修会で使用できる資料を掲載した「人権学習資料集〈社会教育編〉」(平成 21 年)等を用いて学習することも効果的な方法の一つです。また、様々な人権問題の現状や研修会の展開例等を掲載した「人権教育指導者ハンドブック(社会教育編)」(平成 30 年)により指導者の立場の方にも事前学習していただくこともできます。

人権教育推進の視点

人権教育は次の視点に配慮してすすめてみましょう。

●一人ひとりを大切に、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にしたい取組をすすめてみましょう。

●共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切です。お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組をすすめてみましょう。

●生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。あらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組をすすめてみましょう。

●自分のこととして考える人権教育・啓発

人権が一人ひとりの生活と深くかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるような取組をすすめてみましょう。

「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次：改定版)」(令和3年3月)より

個別の人権問題

次のような人権問題が存在しています。

- 同和問題(部落差別) ○女性の人権問題 ○子どもの人権問題
- 高齢者の人権問題 ○障害のある人の人権問題 ○外国人の人権問題
- ハンセン病・エイズ・H I V感染症・難病患者等の人権問題
- 犯罪被害者等の人権問題

＜さまざまな人権問題＞

- ホームレス ○性的指向・ジェンダーアイデンティ ○刑を終えて出所した人
- アイヌの人々、婚外子、識字問題 ○北朝鮮当局による拉致問題等

＜社会情勢の変化等により、顕在化している人権にかかわる課題＞

- 新型コロナウイルス感染症による人権問題
- インターネット社会における人権の尊重 ○個人情報の保護
- 安心して働ける職場環境の推進 ○自殺対策の推進 ○災害時の配慮

https://www.pref.kyoto.jp/jinken/plan/2nd_plan_re.html

(京都府文化生活部人権啓発推進室ホームページ)

<https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=4080>

(京都府教育庁指導部学校教育課ホームページ)

3 いじめについて

いじめの未然防止には、学校や家庭、地域との連携が不可欠です。そして、「いじめは重大な人権侵害である」という共通認識をもつことが大切です。

近年では、情報技術の進展に伴う急激な社会変化の中で、SNSを介したいじめが増加する等、いじめはますます複雑化・顕在化しています。

周囲の大人が児童生徒を見守り、「包み込まれているという感覚」を土台として児童生徒の自己肯定感を高めることが、いじめの防止につながります。そのためには、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する必要があります。

○「ネットいじめ」

「ネットいじめ」とは、インターネットのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じて、個人のページに悪口を書き込み誹謗・中傷をしたり、無視や仲間外しをしたり、投稿された画像や動画などの個人情報をも本人の許可なく共有するといった行為を受けることをいい、被害が短時間で拡大する極めて悪質なものです。

「ネットいじめ」に関する注意すべき課題

- ① 集団的に、また「遊び」や「ふざけ」といった意図的でない要素で行われることも多く、簡単に行われる書き込みや投稿等により、だれでも「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなってしまう。
- ② SNSでは、容易に情報の収集や加工ができるため、児童生徒の個人情報や画像等がネット上に流出し、それらが悪用されてしまうことがあります。
- ③ 保護者や教職員など身近な大人が、児童生徒の携帯電話やインターネットの利用実態を十分に把握しておらず、「ネット上のいじめ」を発見することが困難なため、その実態を把握し効果的な対策を講じる必要があります。

いじめ防止等のために～教職員用ハンドブック～京都府教育委員会 令和3年3月一部変更

- ・ 京都府内のいじめ防止・不登校児童生徒への支援

<https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=70>

(京都府教育庁指導部学校教育課ホームページ)

- ・ いじめ重大事態ガイドライン

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm

(文部科学省ホームページ)

○「ネット上のいじめ問題」の防止に向けて

学校でできる対策

- ①全教員が十分な知識を持った上で、情報モラル教育を実施する。
- ②保護者会等の機会を利用して、保護者とともに学び合い協力を働きかける。

家庭でできる対策

- ①携帯電話やスマートフォン、パソコンを子どもが使うときの家庭のルールを親子で話し合
って決める。（「時間を決めて使う」等）
- ②有害情報から子どもたちを守るために、子どもが使う携帯電話やスマートフォン、パソコ
ンにペアレンタルコントロールを設定（フィルタリング・利用時間制限・アプリ利用制限
等）する。
- ③パソコンはリビングなどの共有スペースに置く。
- ④パソコンのブラウザ履歴を定期的にチェックする。

- ・ネット・SNSトラブル防止リーフレット

<https://www.kyoto-be.ne.jp/syakyou/cms/?p=239>

（京都府教育庁指導部社会教育課ホームページ）

- ・スマホ・ケータイ・タブレットの利用のルールとマナーについて

<https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=39#toc3>

（京都府教育庁指導部学校教育課ホームページ）



○いじめなどを防止するためのPTAの取組

いじめなどを防止するためのPTAの取組として、平成25年度から「いじめ・非行防止キャンペーン事業」を京都府PTA協議会と京都府教育委員会が連携して取り組み、平成27年度からは、京都府PTA協議会の独自事業として、地域の様々な団体と連携した「声かけ（あいさつ）・見守り運動」を展開しています。

また、毎年度、郡市連PTA単位で順次ネットいじめを含むネットトラブル防止等、子どもの健やかな育ちを阻害する現代的課題に関する研修会を開催しています。

さらに、府内にある5つの教育局が主催するフォーラム等においても研修に取り組んでいます。

4 不登校について

不登校とは

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日間以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

文部科学省 生徒指導提要（令和4年 12 月）

・生徒指導提要（改定版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

（文部科学省ホームページ）

～家庭での対応～

家庭が子どもの心の居場所になり、大人への成長のために必要な経験を着実に積む場になるよう、優しさと厳しさをもって子どもの心を受けとめ、支えていくことが大切です。

子どもが成長しようとするれば、必ず何らかのつまずきに出会い、心に不安や緊張が生じます。これは、特定の子どもだけではなく、どの子にも起こり得ることなのです。子どもはかけがえのない存在であると認めることからはじめ、ゆとりをもって前向きにとらえましょう。

① 保護者と子のかかわり

子どもが悩んでいるときに発するサインを受けとめ、子どもの考えや行動をあたたく見守りながら対応することが大切です。また、子どもが自発的に取り組む機会や場を設定し、成就感や達成感を味わえるようにしましょう。

② 学校との連携

子どもの気になる状況や変化に気づいたときは、学校と緊密な連携や共通理解を図りながら、今後の方向について検討することが大切です。

資料18ページの「いじめ、ネット上のいじめ、不登校、特別支援に関する相談機関」も活用してみてください。

5 特別支援教育の取組について

発達障害を含め障害のある人を取り巻く社会環境の変化や障害の多様化に対応して、自立し社会参加する能力の育成を目指す特別支援教育が推進されています。

一方、障害のある人に対する誤解や偏見が依然として存在しており、障害についての正しい理解を深めることが必要です。

P T Aとしても、次のようなことについての学習を行い、その充実に努めることが大切です。この場合、医師や専門の先生を交えての学習が効果的です。

- ① 障害や障害のある人についての正しい理解
- ② 障害のある人の人権
- ③ 特別支援教育の目的や内容
- ④ 一人ひとりを大切にするためのP T Aとしての取組と活動

など

また、実際に活動する際には、次のような視点が大切です。

- ① すべての子どもたちが、互いに助け合い励まし合う交流を進め、ともに育ち合える地域をめざす。
- ② 特別支援教育についての理解と認識を深める。
- ③ 障害のある子どもたち一人ひとりの可能性を十分に伸ばし、自立への支援を行う。

障害のある子どもたちと、その教育に対する理解と認識を深める活動、障害のある子どもたちとの地域交流活動などはP T Aの大切な役目です。

6 いじめ、ネット上のいじめ、不登校、特別支援に関する 相談機関

「子どもと保護者の相談マップ」 京都府教育委員会（令和7年12月発行）等、

児童生徒、保護者の相談窓口についてはこちら → <https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=70#toc6>



いじめに関する相談を受け付けている相談機関

- ★全国統一 24 時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310
- ★京都府総合教育センター
ほっこりんく ～京都府 24 時間相談窓口～
075-612-3268 (または3301)
0773-43-0390
- ★少年サポートセンター ヤングテレホン
075-551-7500
- ★京都いのちの電話
075-864-4343
- ★子どもの人権110番
0120-007-110

府立特別支援学校 地域支援センター

地域支援センター名	学校名	電話番号	所在地
京都府視覚支援センター	盲学校（幼小中）	075-492-6733	京都市北区紫野大徳寺町27
京都府聴覚支援センター	聾学校	075-461-8121	京都市右京区御室大内4
京都府北部聴覚支援センター	聾学校舞鶴分校	0773-75-1094	舞鶴市字南田辺83
		0773-76-	
向日葵が丘 相談・支援センター	向日葵が丘支援学校	075-951-8361	長岡京市井ノ内朝日寺11
地域支援センターうじ	宇治支援学校	0774-41-3701	宇治市広野町丸山10
地域支援センター「サポートJOYO」	城陽支援学校	0774-53-7100	城陽市中芦原1-4
地域支援センターやわた	八幡支援学校	075-982-7321	八幡市内里柿谷16-1
井手やまぶき相談・支援センター	井手やまぶき支援学校	0774-82-7010	綴喜郡井手町大字井手小字大塚
南山城相談支援センター	南山城支援学校	0774-72-7255	相楽郡精華町大字山田小字医王寺1
京都府南部視覚・聴覚支援センター		0774-71-8333	
たんば地域支援センター	丹波支援学校	0771-42-5185	南丹市八木町紫山坊田118
中丹教育支援センター	中丹支援学校	0773-32-0011	福知山市大字私小字打溝8
舞鶴支援学校トータルサポートセンター	舞鶴支援学校	0773-78-3133	舞鶴市字堀4-1
病弱支援部門（TSC）	舞鶴支援学校 行永分校	0773-63-6700	舞鶴市字行永2510-17
丹後地域教育支援センターよさのうみ	与謝の海支援学校	0772-46-2770	与謝郡与謝野町字男山945
京都府スーパーサポートセンター（SSC）：京都府総合教育センター		075-606-2480	京都市伏見区桃山毛利長門西町

<府立特別支援学校の取組>

【ふれあい・心のステーション】

～府立特別支援学校高等部の生徒による製品販売～

作業学習製品の販売等を通じて、自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、特別支援学校で学ぶ児童生徒への府民や企業の理解を促進することを目指しています。

毎年、障害者雇用支援月間の9月に大丸京都店にて開催しています。令和7年度で28回目の開催となっており、生徒が実際に製品を製作する「実演コーナー」のほか、各校のおすすめ商品を紹介する「PRコーナー」を新たに設けました。

各校では、令和8年度の開催に向けて取組を進めています。



【京しごと技能検定】

～「裾野を広げるキャリア教育の充実」を基本に進める職業技能検定～

技術だけでなく、仕事に向かう態度、あいさつなどのコミュニケーションの力といった社会で必要な力について検定します。目標に向かって挑戦し、評価を受けることを通して、自分の力を正しく知り、これからの就労や社会参加に向けて挑戦する意欲を育み、就労等の自立と社会参加につながる技能や態度の向上を目指しています。



第3部

具体的な活動

<家庭、地域、学校の連携・協働による児童の育成>

～長岡京市立長岡第三小学校PTA～

長三小PTAは、子どもたちの健全な育成のために、教育環境の整備に努めたり、あいさつ運動やPTA行事の企画・運営を通して、子どもたちと交流したり、見守ったりする活動に取り組んでいます。どの活動も学校、家庭、地域社会が連携しながら地域の方々と交流する機会も大切にしています。そして、誰もが無理なく持続可能なPTA活動を目指して取り組んでいます。



PTA行事「長三まつり」では、地域の方々にも協力していただきました。それぞれがアイデアを出し合い、たくさんのブースを設けました。



土曜日の人権参観日に、体育大会に向けて除草作業及び石拾いを行いました。子どもたちや先生方と保護者だけでなく、地域の方々の協力を得て取り組みました。

<地域と協働して行う子どもの居場所づくり >

～宇治市立三室戸小学校PTA～

土曜日が休日になった時から続いている、土曜日の子どもの居場所づくりの取組「ゴーゴーみむろ『フリースペース』」を年9回毎月第2または第4土曜日に開催しています。校庭や体育館を開放し、地域の団体とコラボもして多様な体験活動を企画し、子どもも保護者も楽しく参加できるような工夫をしています。

サップボード体験の様子



インストラクターにご協力いただき、プールにサップボードを浮かべてパドリングをしました。参加したみんなで特別な体験を楽しみました。

PTAが居場所を提供することで、子どもと保護者が安心して活動できる大切な場となっています。また、異学年間、保護者間の交流の場にもなっています。

一方で、利用者や内容の固定化もみられるので、新たな利用者の獲得を目指して、新しい取組内容の検討や普及活動の促進を図っていきたいです。

今後も、PTAと学校、地域がパートナーとして子どもたちの育成に努めていきたいです。

<子どもとともに成長できる生涯学習の場としてのPTA>

～城陽市立東城陽中学校PTA～

PTA活動を、「大人が学び、子どもとともに成長できる生涯学習の場」として位置づけ、生徒や保護者を対象とした講演会等を実施しています。講演会のテーマは、社会状況やPTA会員の意見、生徒の実態等を踏まえて決定し、ここ数年は、「包括的性教育」をテーマにした講演会を継続的に実施しています。



包括的性教育の講演を通して、子どもたちは「自分の体・心、人間関係を大切にする」という意識が、より強くなったようでした。

子どもと一緒に参加する講演会等によって大人も「学び直し」、子どもとの対話につながる新しい知識を得て、家庭での子育てや価値観の更新ができ、子どもとともに考え、ともに成長できる活動になった。

課題としては、保護者の参加者の固定化や、講演会の企画・講師手配・運営等の負担に偏りを無くし、イベントの継続性の確保をすることである。

<あいさつと笑顔を広げ、つながりを育む持続可能なPTA活動 >

～京丹波町立瑞穂小学校PTA～

瑞穂小学校PTAでは、「大人も楽しみ、無理なく続けられる活動」を大切にし、主体的で持続可能な取組を進めています。毎月のあいさつフライデーでは家庭や地域でできる形のあいさつ運動を展開し、PTAスポーツフェスタでは親子や教職員が交流を深めています。つながりを育み、学校づくりに参画するPTA活動を継続しています。



毎月第2金曜日に「にこにこあいさつフライデー」を実施。子どもと大人が自然に気持ちの良いあいさつができるように、家庭や地域で工夫して活動しています。



PTA主体でスポーツフェスタを開催。親子や教職員が一体となって楽しみながら交流し、学校づくりに主体的に関わる機会として実施しています。

<いのちの授業～いのちのバトンタッチ～ PTA人権学習>

～南丹市立園部中学校PTA～

園部中学校PTA人権部が中心となり、講師をお招きして「いのちの授業」の講演をしていただきました。講師様自身の体験(小児がんで亡くした長女との日々)を通し、命の大切さや生きることの意味を全校生徒に問いかけ考えさせることで、命は当たり前ではなく奇跡であること、人は一人では生きられないからこそ周りとのつながりが大切であることなどを大人と子どもで考えることができました。



全校生徒及びPTAの前で命の大切さについて講演され、自分の命と向き合う素晴らしい時間となりました。



生徒会長よりお礼の言葉を述べました。また、今回、命の大切さや幸せとは何かについて学んだことを伝えました。

<会員の声を受け、実態を踏まえて改善していくPTA活動>

～福知山市立雀部小学校PTA～

雀部小学校のPTAでは、毎年11月に親子で登校する取組を行っていましたが、「4月の方が気候も暖かいし、新1年生もその保護者も登校の様子に分かって安心できるのではないか。」との意見を受けて、令和6年度から4月に取り組むようになりました。また、本部役員数、行事数、役員免除の期間などを見直し、実態を踏まえた運営へと改善しました。



子どもと保護者、一緒に登校



参加した保護者の意見

春に行く「みんなの登校日」は、普段の登校の様子や通学路の様子を保護者が知ったり、親子で一緒に楽しく話したりしながら登校する機会となっています。登校後は学習参観があります。

登校の様子

班長さんが後ろを度々振り返りながら、1年生に合わせてゆっくり歩いてくれていて優しさが嬉しかったです。

気付いたこと

楽しく通学できていました。危険な所は一列で歩くよう注意したいと思います。

<「笑顔あふれる毎日を仲間と共に」青少年健全育成の実践事例>

～綾部市立中筋小学校PTA～

中筋小PTAは本部役員が熟議して毎年のテーマを決めています。今年度のテーマは『「笑顔あふれる毎日を仲間と共に」～自分を大切に・仲間を大切に・未来へ種をまこう～』でした。PTAが積極的に子どもたちにかかわることで、子どもたちだけでなく保護者の笑顔を増やしていきたいとの思いです。PTA会長が直接6年生児童に働きかけた「あいさつ運動」と保護者が先生になる「キャリア教育」の取組(R6・7)を紹介します。

「キャリア教育」



講師を務めた保護者の方から「子どもたちが興味を持って聞いてくれるので、誇らしく思えた。」「子どもたちの感想が大変うれしかった。身の引き締まる思いだった。」などの感想をいただきました。

「あいさつ運動」



6年生の子どもたちが全校で頑張るために幟(のぼり)の制作を考えました。中学校ブロックのあいさつの日を中心に保護者・地域の方にも協力いただいて、あいさつでつながることを大切にしています。

<地域と一体となって子どもを育むPTA活動>

～宮津市立日置小学校PTA～

日置小学校PTAでは、「心豊かで、命を大切にする子どもを育てよう」をスローガンに、家庭・地域・学校が一体となって子どもを育む活動を行っています。夏には、自治会と一緒に海岸清掃を行った後、体育の授業やPTA事業で海水泳を実施し、秋には、日置地区公民館に親子で集まって、「親子読書」の取組をしています。また、年間を通して、地域の「子ども安全見守り隊」と協働して、安心安全な登下校を支えています。



海岸の清掃をして、体育の水泳授業やPTAの海水泳を行います。地域みんなで日置の環境を守り、大人も子どもも、夏の美しい日置の海を満喫します。



秋の夜長、親子読書を行っています。読み聞かせをしたり、1冊の本をリレーで読んだり、子どもが抱っこされながら読んだり、親子で本の世界に浸っています。

<防災でつながる学校・家庭・地域 ～親子で学ぶ体験活動～>

～京丹後市立大宮中学校PTA～

家庭教育委員会主催の防災セミナー・防災ミニ運動会を行いました。市役所総務課の方から、災害時の対応や避難場所、避難所で使う物の紹介をしていただき、更に事前に集めた質問にも答えていただきました。家庭教育委員会では、非常食の試食や、安全に助け合って、「もしもの時、どう動くか」を体験する防災ミニ運動会を実施しました。楽しみながら真剣に防災を考える、大変有意義な時間となりました。



簡易テントやトイレ、段ボールベッドの組み立てを体験し、実物に触れ、寝心地を確かめることで、避難所での過ごし方をより具体的に捉えることができました。



防災ミニ運動会では、避難グッズの選別や重いリュックの搬送、負傷者との肩組み歩行、負傷者に見立てた人形の簡易担架による救護などを行いました。

<楽しもうPTA!つなげよう地域へのバトン! 我ら学校応援隊>

～京都府立井手やまぶき支援学校PTA～

やまぶきサポーター制度を導入し、「できる人が、できる時に、できる事を、」を念頭に置き、朝のあいさつ運動や、本のカバー掛け、校内の掃除、花壇の整備を行っています。



校内の掃除



ブックカバーかけ

PTA 活動をより多くの方に知っていただくため、校内への活動内容の展示や、PTA の Instagram 開設など、さまざまな方法で情報発信を行っています。保護者同士の交流や情報交換、学びの場をつくり、子どもたちの将来につなげていけるような活動を目指しています。井手やまぶき支援学校 PTA は、「子どもたちのために」という思いと、もう一つ「保護者のために」という思い、この二つを大切に、これからも PTA 活動を進めていきたいと考えています。

<子どもたちと共に楽しむ持続可能なPTA活動 >

～京都府立亀岡高等学校PTA～

亀岡高校PTAでは表題をスローガンに、文化祭でのキッチンカー出店や年5回の「あいさつ運動」、保護者、教職員を対象としたヨガ教室等を実施しました。全力でPTA活動をする我々の姿を子どもたちに見てもらい、自分のためでなく、誰かのために楽しみながら一生懸命活動する姿に何かを感じてもらいたいと活動してきました。



文化祭のPTA企画としてキッチンカー4台を地元出店者に協力いただき、保護者も楽しめました。



学校の一室をお借りし、学年毎に保護者、教職員が参加してのヨガ教室。体がほぐれ楽しかったとの感想をいただきました。

< 生徒の成長のためのPTA活動 ～保護者・地域・教職員との連携～ >

～京都府立木津高等学校PTA～

「できる範囲で、できることをする」をPTA活動のモットーにしています。保護者・地域・教職員が互いに連携・協働し、共通理解のもとで「木津駅前クリーン活動・校門挨拶運動」「進路セミナー」「PTA教養講座」など様々な活動に取り組んでいます。



**【木津駅前クリーン活動
・校門挨拶運動】**
毎月15日に開催されている木津駅周辺の清掃活動に多くの地域の方々と生徒と共に参加し、交流を図るとともに環境整備に取り組みました。また、生徒の登校時に校門に立って挨拶運動を行っています。



【進路セミナー】
キャリア教育推進部と連携し進路セミナーを開催しました。教員による進路概況説明、最新の入試動向、本校の指導体制、奨学金等や企業に求められる力について情報共有をしました。



【PTA教養講座】
会員の交流と教養を高めるための場として、地域から講師を招き、和菓子作り&お茶会を開催しました。参加者の和気あいあいとした雰囲気の中、地域やPTA内の横の繋がりを深めました。

PTA 活動と生涯学習

<学びの場としてのPTA活動 指導者研修会の開催>

～京都府教育委員会～

京都府内の幼稚園・こども園、小・中・義務教育学校、府立学校PTAの指導的立場にある会員の皆さんが一堂に会して行われる研修会です。

社会の変化に対応し、家庭・学校・地域の教育力を一層高め、社会総がかりで子どもを育てる環境づくりに努めることを目指し、PTAの役割や活動の在り方について研鑽を深めるとともに、指導者としての資質の向上を図っています。

◇令和7年度京都府PTA指導者中央研修会

日 時 令和7年7月8日（火）

場 所 国立京都国際会館

内 容 (1) 基調講演

「これからのPTA～組織と運営について～」

講師 同志社大学 名誉教授

太田 肇 様

(2) パネルディスカッション

「これからのPTAについてみんなで考えよう」

ファシリテーター KBS 京都アナウンサー

梶原 誠 様

パネラー

同志社大学 名誉教授

太田 肇 様

亀岡市立つつじヶ丘小学校 校長

明石 慶三 様

京都府PTA協議会

副会長

藤井 友香子 様



約680名の方に参加いただきPTA活動や子育ての原点について学びを深めました。

◇PTA指導者研修会（教育局別）

京都府教育委員会では指導者中央研修会の他、各教育局別でも研修会を開催しています。

- 乙訓 令和7年度乙訓親学びフォーラム
- 山城 令和7年度やましろ未来っ子みんなでHUGフォーラム
- 南丹 令和7年度なんたん子育てフォーラム
- 中丹 令和7年度みんなでコラボ in 中丹
- 丹後 令和7年度丹後PTA指導者研修会

◇京都府立学校PTA指導者研修会（ブロック別：山城、京都市部、口丹、両丹）

◇その他（京都府教育委員会が後援の研修会）

- 令和7年度第45回京都府公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会研修会
- 令和7年度第66回京都府PTA研究大会福知山大会
- 第49回近畿地区高等学校PTA联合会大会京都大会

<京都府PTA研究大会> 令和7年度 福知山大会

～京都府PTA協議会～

京都府内小・中・義務教育学校のPTA会員が、子どもたちの健やかな成長を目指し、家庭教育の充実や学校・家庭・地域と連携して子どもたちを育てる環境づくりについての研修を深めることをねらいとして毎年開催しています。

日時 令和7年10月26日(日) 12:00～16:30
場所 福知山市立惇明小学校(メイン会場)
内容

◇オープニング

福知山淑徳高等学校和太鼓

◇開会行事

◇講演

演題 『夢を実現するために』

講師 中西 悠子様 (元競泳選手/アテネオリンピック銅メダリスト)

◇閉会行事

◇分科会

- ・第1分科会「組織・運営」・第2分科会「生涯学習・読書活動」
- ・第3分科会「人権教育」・第4分科会「青少年健全育成」
- ・第5分科会「広報活動」
- ・第6分科会「家庭教育」

講演「ポストコロナで変わる子どもたちの姿」
～保護者としてどう寄り添えばいいのか～

講師 佛教大学 教授 原 清治 様



参加者アンケートでは、今後の検討課題とするべき開催方法や内容等についての貴重な御意見、参加者の貴重な学びの場になった等との感想が多数寄せられました。

参加者の感想 アンケートより

- 全体会の講演では、ご自身の経験をPTA活動につなげて、子どもたちのために明るく楽しみながら活動されたことや、PTA活動の大切さも教えていただきました。
- 分科会では、PTAの実践を聞かせていただき、会員相互の活発な質問や意見交流ができ、大変意義深い時間となりました。
- 全体会での講演や分科会に出席させて頂き、家庭と学校と一緒に子どもたちの育ちについて考えていく土台を作っていくことこそが重要だと改めて感じました。
- 分科会の講演では、子どもに自己決定の場面やつながりを広げる機会を増やすことが大切だということを学びました。子育てに悩んでいるたくさんの保護者に聞いてほしいと思いました。
- タイムスケジュールにもう少し余裕があるとよかったです。
- より多くの人に講演を聞かせていただくためにも、オンラインでも参加できる仕組みを取り入れるなど、時代に合った形にアップデートしていただきたいです。

家庭の教育力の向上に関する研修会等の実施～少年非行防止対策事業～

～京都府PTA協議会の取組～

◇家庭教育研修会

京都府PTA協議会が実施している年3回の研修会はいじめ・非行を予防するための親の在り方を考える学びの機会となっています。

令和7年度

○9月6日(土) 主管：与謝地方PTA連絡協議会

「子どもの本の現在」

児童文学評論家 赤木 かん子 様

【参加者の感想】子どもの本の現在について、多くの学びがありました。子どもたちのニーズをつかみ、発達段階に応じて、本を読ませることの大切さに気づきました。

○11月22日(土) 主管：南丹・船井PTA連絡協議会

「子どもの主体性を育む」

株式会社 Honki 事務取締役 久保田 暁 様

【参加者の感想】子どもたちの主体性を育むためにはティーチングではなく、コーチングが必要なことがよくわかりました。実際の生活でも活用していきたいです。

○2月7日(土) 主管：宇治市連合育友会

「能登半島地震の経験から防災について考える」

親子で学ぶ「ぼうさい」
シンポジウム

石川県珠洲市大谷小中学校PTA 川端 孝 様

提供 東京海上日動火災保険

コーディネーター

京都府PTA協議会常任顧問 丹羽 博美 様

パネリスト

石川県珠洲市大谷小中学校PTA 川端 孝 様

京都府PTA協議会長 田中 功一 様

宇治東消防署長 様

宇治市まち美化推進課職員様

【参加者の感想】能登半島地震で実際に避難所を運営された話を聞かせていただくことは大変貴重な機会でした。お話いただいたことをもとに、家庭や地域でも防災について考えたり話し合ったりする機会が必要であることを痛感しました。

◇いじめ・非行防止キャンペーン事業～声かけ(あいさつ)・見守り運動～



地域全体で子どもを包み込みはぐくむ環境づくりの一環として問題行動の減少に向け、いじめ・非行防止の機運醸成のため、地域の様々な団体と連携して声かけ(あいさつ)・見守り運動を展開しています。PTAだけでなく、民生委員や自治会等の地域の団体と連携し、たくさんの大人によって子どもたちを見守る活動を進めていただくことが、安心安全につながります。



京都府立学校のPTA会員が、家庭教育の充実を基盤に、変化の激しい社会を生き抜く力と豊かな心をもつ青少年の育成を目的に毎年開催しています。また、コロナ禍後のPTAの在り方を見据え、各PTAの魅力ある活動の交流を行い、PTA活動の更なる充実を図っています。

日 時 令和7年6月20日（金）14:10～16:30

場 所 京都ガーデンパレスホテル

内 容



◇実践発表

①京都府立鴨沂高等学校PTA

「時代に沿った活動と今だからこそできる新たなチャレンジ」

②京都府立清明高等学校PTA

「生徒と学校と保護者 みんなで考える学校づくり」



◇行政説明

①京都府警察本部サイバー企画課

「ネットトラブル対策講座について」
「防犯メールの活用について」



②京都府消費生活安全センター

「商品・サービスに関する契約や取引トラブルについて」

◇講演

演題 『心の礎（いしずえ）を築く部活動と親のサポート』

講師 メンタルトレーナー、ジュニアアスリート育成

元プロ野球選手 細見 和史 様（京都府立北嵯峨高等学校出身）

◇大会宣言文発表

◇閉会行事



当日は、約180名の参加がありました。実践発表ではコロナ禍を経て工夫した取組の紹介があり、参加者の関心を集めていました。講演では元府立高生であった講師より高校時代の得難い経験や子どもへの関わり方が示され、多くの参加者の心に残ったのではないかと思います。

<定時制郡部育友会連合会研修会に関する実践事例>

～京都府立高等学校定時制郡部育友会連合会～

会員同士の交流を図り、育友会（PTA）活動が活性化することを目指して研修会に取り組んでいます。

令和7年度 定時制郡部育友会連合会事業

1 総会、役員会及び研修会

年 月 日	事 業	会 場
令和7年5月26日 令和8年2月19日	幹事会	東舞鶴高等学校 浮島分校
令和7年7月9日	総会	リモート会議
令和7年11月13日	役員会及び研修会	グンゼ博物苑

- 2 京都府及び京都府PTA関係行事参加
- 3 京都府交通対策協議会関係参加
- 4 京都府高等学校定時制通信制教育振興会関係参加

令和7年度 定時制郡部育友会連合会総会・役員会及び研修会

日時・場所：令和7年7月9日(水)14時00分～15時00分

総会 リモート会議

令和7年11月13日(木)13時30分～16時00分

役員会・研修会 グンゼ博物苑

研修会の様子

研修Ⅰ

講 話：「グンゼと波多野鶴吉」

ガイド：グンゼ博物苑職員のみなさま

研修Ⅱ グンゼ記念館、グンゼ博物苑見学



講話の様子
(紙芝居)

グンゼ記念館
見学の様子



役員会での研究協議

研究協議では、会員が参加しやすい形態や方法、役員の方々が学校や会員のニーズに合わせて計画した事業紹介等、各校が工夫した取組の交流が図られています。また、こうした情報交流が、育友会（PTA）活動の活性化につながっています。



京都府教育庁指導部社会教育課

TEL.075-414-5887

FAX.075-414-5888

社会教育課HPは
こちら▶



令和8年3月発行